

事 務 連 絡  
令和 2 年 9 月 30 日

都道府県  
各 指定都市 地域子ども・子育て支援事業担当部（局） 御中  
中核市

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）  
厚生労働省子ども家庭局保育課

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金における  
病児保育事業の取扱いについて（令和 2 年度）

平素より、子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

標記、病児保育事業の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金における病児保育事業の取扱いについて（令和 2 年度）」（令和 2 年 7 月 10 日付け事務連絡）により、令和 2 年 9 月末までの特例措置を講じるとともに、令和 2 年 10 月以降の取扱いについては、別途お示しすることとしていたところ です。

病児保育事業は、保育所等と同様、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、地域において病児保育事業の提供体制を維持していくことが引き続き必要であることに鑑み、今般、令和 2 年 10 月以降について、下記のとおり取り扱うことといたしましたので、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いします。

なお、下記を踏まえて、子ども・子育て支援交付金の所要額に変更等がある場合の取扱いについては、今後ご連絡いたします。

## 記

病児保育事業の特例措置については、令和 2 年 12 月までの間、引き続き継続することとする。

なお、上記措置は、令和 2 年 4 月から同年 12 月までの間の取扱いとし、令和 3 年 1 月以降の取扱いについては、病児保育事業の利用状況等を踏まえつつ、特例措置の縮小も含め検討し、改めてお示しすることとする。

以上

(子ども・子育て支援交付金の交付申請等について)  
内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当) 付  
TEL : 03-5253-2111 (内線38456)

(病児保育事業について)  
厚生労働省子ども家庭局保育課  
TEL : 03-5253-1111 (内線4848)